

大里広域市町村圏組合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務

発注仕様書

令和元年度

大里広域市町村圏組合

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	業務の目的	1
第2節	業務名	1
第3節	業務場所	1
第4節	業務内容	1
第5節	業務委託の期間	1
第6節	業務の適用範囲	1
第7節	関係法令等	1
第8節	資料の貸与	2
第9節	機密の保持	2
第10節	留意事項	2
第11節	疑義	2
第12節	議事録	2
第13節	主任技術者	2
第14節	提出書類	3
第15節	成果品の審査及び引渡し	3
第16節	成果品	3

## 第2章 ごみ処理基本計画

第1節	業務の目的	4
第2節	基本的事項の整理	4
第3節	策定にあたって整理すべき事項	4
第4節	ごみ処理基本計画の策定	5
第5節	パブリックコメントの実施	6

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 業務の目的

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下、「廃掃法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大里広域市町村圏組合（以下、当組合という。）が平成 21 年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「ごみ処理基本計画」という。）の全体的な見直しを行うことを目的とする。

策定に際しては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び廃掃法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号）等に準拠したものとするほか、当組合における上位計画や構成市町のごみ処理基本計画などその他の関連計画の内容との整合を図るものとする。

## 第 2 節 業務名

大里広域市町村圏組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務

## 第 3 節 業務場所

熊谷市・深谷市・寄居町 全域

## 第 4 節 業務内容

第 2 章「ごみ処理基本計画」に示す内容とする。

## 第 5 節 業務委託の期間

契約締結の日より、令和 2 年 3 月 3 1 日までとする。

## 第 6 節 業務の適用範囲

本仕様書は、業務の遂行上基本的内容について定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類等、業務の性質上必要と思われるものについては、受注者の責任において行うものとする。

## 第 7 節 関係法令等

受注者は、業務の実施にあたり関係する法令、規則、細則、通知を守らなければならない。

## 第8節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料は貸与する。その貸与資料のリストを提出の上、業務完了後速やかに当組合まで返納しなければならない。

## 第9節 機密の保持

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。

## 第10節 留意事項

### 1. 関係官公署との協議

受注者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく当組合へ報告しなければならない。

### 2. 民地への立入

業務に際して、民地への立入りの必要が生じた場合、その立入りに関しての交渉は誠意をもってこれにあたり、絶対に紛争を起こしてはならない。

## 第11節 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく当組合と協議のうえ当組合の意図を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。

## 第12節 議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、当組合に提出しなければならない。

## 第13節 主任技術者及び照査技術者等

- 1) 受注者は、主任技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務については、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 主任技術者及び照査技術者、担当技術者は技術士法に基づく技術士（衛生工学部門の

うち選択科目：廃棄物管理)の資格保有者でなければならない。

※なお、選任する各技術者は受注者の社員である事。これらを証明する書類として、各技術者の技術士登録等証明書の写し及び受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(契約締結時点で3か月以上の雇用関係)が確認できる書類(受注者会社記載の健康保険被保険者証)の写しを提出する事。

#### 第14節 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、承認を受けるものとする。

1. 業務着手届
2. 業務工程表
3. 主任技術者届及び経歴書
4. 照査技術者届及び経歴書
5. 担当技術者届及び経歴書
6. 納品書
7. 業務完了届

#### 第15節 成果品の審査及び引渡し

受注者は、業務完了時に成果品の審査を受け、その審査合格後に成果品を一式納品し業務の完了とする。

#### 第16節 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 1. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画      | A4版 50部 |
| 2. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(概要版) | A4版 50部 |
| 3. 打合せ議事録、その他必要とする資料    | 1式      |
| 4. 電子データ(CD-R等)         | 1式      |

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 業務の目的

本業務は、長期的な視点に立ったごみ処理に係る基本計画を策定する。特に一般廃棄物処理事業を行う立場から、当該地域において積極的に廃棄物の排出抑制と再資源化、及び適正処理が計画的に推進され、快適な生活環境の整備が図られるような諸施策を明らかにする。

また、廃棄物処理に係わる社会的動向と住民協力のあり方を踏まえ、廃棄物の発生から最終処分に至るまでのごみ処理基本計画を定める。

なお、計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環廃対発第1609152号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）をはじめ、その他関係する法令及び通知等の内容に準拠して行うとともに、当組合における上位計画や構成市町のごみ処理基本計画などその他の関連計画の内容との整合を図るものとする。

### 第2節 基本的事項の整理

ごみ処理基本計画を策定するにあたっての基本的事項を整理する。

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間及び計画目標年次

計画目標年次は原則として計画策定時より10年間とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。（本業務は、前回策定時から10年が経過したため、計画の見直しを行うものである。）

4. 計画区域
5. 対象廃棄物
6. 施設の有効活用及び広域的な取組の推進

### 第3節 策定にあたって整理すべき事項

計画の策定にあたって整理すべき事項をまとめる。

1. 地域特性
  - (1) 地理的、地形的、気候的特性
  - (2) 人口動態及び分布

- (3) 産業の動向
- (4) 土地利用の状況
- (5) 開発計画等の将来計画
- 2. ごみ処理の現状
  - (1) 組合の概要
  - (2) 清掃事業の変遷
  - (3) ごみ処理体制
  - (4) ごみ処理の流れ
  - (5) ごみ排出量及び資源化の実績
  - (6) ごみ処理の実績（収集運搬、中間処理、最終処分）
    - ①施設の概要
    - ②施設の運営・維持管理体制
    - ③ごみ処理に係る財政及び処理コスト
  - (7) 関係法令の状況
  - (8) ごみ処理技術の動向
  - (9) 国、県、及び周辺自治体の動向
- 3. ごみ処理の評価及び課題の抽出
  - (1) 前回計画の達成度の評価
  - (2) ごみ排出量、処理経費、環境負荷（温室効果ガス）等の評価
  - (3) ごみ処理における課題の抽出

#### 第4節 ごみ処理基本計画の策定

##### 1. 基本方針

廃棄物処理をめぐる今後の社会、経済情勢、ごみ処理に関する課題等を踏まえ、当組合におけるごみ処理基本計画の基本方針について取りまとめるものとする。

##### 2. ごみ発生量及び処理量の予測

ごみ処理実績及び人口動態等の経年資料をもとに、計画目標年次に至るまでの推計を行う。

- (1) 人口及び事業活動等の将来予測
- (2) ごみ発生量の将来予測

過去の実績から将来のごみ発生量を予測するとともに、発生抑制や資源化に関する目標を設定し、目標を達成したときのごみ発生量等を整理する。

- (3) 資源化及び再生利用量の予測
- 3. 計画目標値の設定
- 4. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
  - 排出抑制計画
    - 住民、事業者、行政の役割分担を明確にし、ごみの排出抑制を含めた減量化に係わる施策を定める。
- 5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
  - 分別・資源再生利用計画
    - ごみの分別区分と資源物収集に関する方策について整理する。
- 6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - (1) 収集・運搬計画
    - 収集運搬計画に関する目標等
  - (2) 中間処理計画
    - 中間処理に関する目標等
  - (3) 最終処分計画
    - 最終処分に関する目標等
- 7. ごみの処理施設の整備に関する事項
  - 現有施設の現況を踏まえ、処理施設の整備について広域処理等を含めた検討を行う。
- 8. その他ごみの処理に関し必要な事項
  - (1) ごみ減量化推進体制
  - (2) 事業者の協力
  - (3) 災害廃棄物対策
  - (4) 不法投棄・不適正処理対策
  - (5) 用語集及び資料編の整理

## 第5節 パブリックコメントの実施

- 1. パブリックコメントの実施に関する支援
  - パブリックコメントに寄せられた意見について、当組合から要請があった場合はこれに応じ、計画を修正するなど、計画策定に活用する。